



平成 29 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ グ マ ク シ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 倉 重 英 樹
(コード番号:6088 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 田 端 信 也
(TEL. 03-6430-3400)

株式給付信託（J-E S O P）への追加拋出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）に対し、金銭を追加拋出することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、平成27年5月8日付「株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

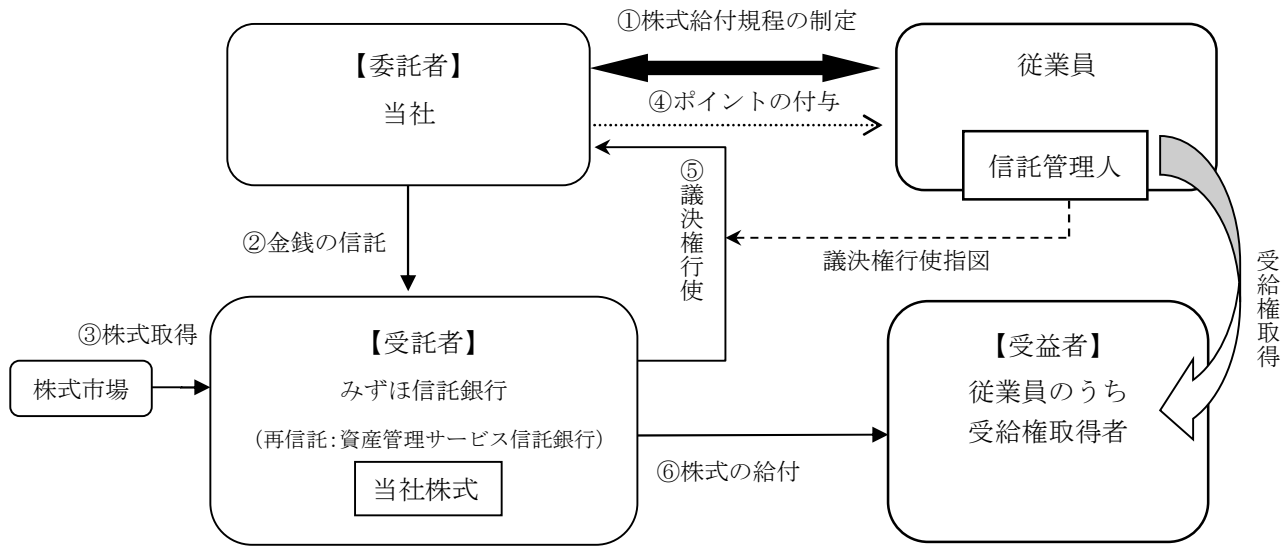
1. 追加拋出理由

当社は、平成 27 年 6 月より本制度を継続しておりますが、今後も従業員に対し継続的に株式を交付する予定であることから、主としてその取得資金を本信託に確保するために、金銭を追加拋出（以下「追加信託」といいます。）することといたしました。

2. 追加信託の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結済みであり、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。 |
| (5) 受益者 | 株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者 |
| (6) 追加信託日 | 平成 29 年 5 月 16 日（予定） |
| (7) 追加信託金額 | 100,000,000 円（予定） |
| (8) 取得期間 | 平成 29 年 5 月 16 日から平成 29 年 6 月 30 日（予定） |
| (9) 取得方法 | 取引所市場より取得 |

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下、「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権取得後に信託銀行から累積した「ポイント」に相当する当社株式の給付を受けます。

以上